

庁内各局部課長
各附属機関の長 殿
各地方機関の長
各都道府県警察の長

原議保存期間	10年（令和17年3月31日まで）
有効期間	一種（令和17年3月31日まで）

警察庁丁会発第415号
令和7年3月21日
警察庁長官官房会計課長

警察庁旅費取扱規則の運用指針について（通達）

警察庁旅費取扱規則（昭和39年総理府令第11号。以下「府令」という。）の一部改正に伴い、別添のとおり「警察庁旅費取扱規則の運用指針」を定めたので、本年4月1日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分については、これにより取り扱われたい。

なお、「警察庁旅費取扱規則の運用指針について」（令和4年3月31日付け警察庁丁会発第355号）は、令和7年3月31日をもって廃止する。

別添

警察庁旅費取扱規則の運用指針

はじめに

「法」は国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）を、「令」は国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）を、「規程」は国家公務員等の旅費支給規程（令和6年財務省令第70号）を、「運用方針」は国家公務員等の旅費に関する法律の運用方針（令和6年12月20日付財計第4707号）を、「府令」は警察庁旅費取扱規則（昭和39年総理府令第11号）をいう。

第3条関係

一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第6条第1項各号に規定する俸給表の適用を受けない者の行政職俸給表（一）に相当する職務の級は次のとおりとする。

行政職 俸給表 (一)	非 常 勤 職 員			地方公務員
	顧 問	特別研究員	そ の 他	
10級 9級			行政職俸給表(一)の適用を受ける者との権衡を考慮して旅行命令権者が相当と認める職務の級 ただし、その者を内閣総理大臣等又は指定職の職務に相当すると認めようとする場合は財務大臣に協議して定めるものとする。	部長又はこれに相当する職にある者
8級 7級	警察大学校又は科学警察研究所に置かれている顧問			
6級				警視（部長又はこれに相当する職にある者を除く）又はこれに相当する職にある者
5級 4級		科学警察研究所に置かれている特別研究員		
3級				警部若しくは相当困難な業務を分掌する係の長又はこれに相当する職にある者
2級				警部補（相当困難な業務を分掌する係の長を除く。）又はこれに相当する職にある者
1級				巡査部長若しくは巡査又はこれに相当する職にある者

第4条関係

第2項

- 1 旅行命令等の権限の再委任の規定であって、再委任できる職員の指定及び旅行者の範囲については、警察庁及び都道府県警察において部局長訓令等により定めるものとする。
- 2 警衛、警護又は国会議員の選挙取締り等の場合において、その事務を主管する課以外の職員にその用務のための旅行を委ねるような場合であっても、当該事務を主管する課の旅行命令権者が他の課の職員に旅行依頼することなく、その職員の所属する旅行命令権者が旅行命令を発するものとする。

第3項

旅行命令等の権限を再委任した場合又はその委任を解いた場合における警察庁長官（以下「長官」という。）への報告についての規定である。部局長は、運用方針第4条関係第1項第4号に基づき支出負担行為担当官（分任支出負担行為担当官を含む。）、官署支出官及び出納官吏（第4項において「官署支出官等」という。）に通知するとともに、この規定により長官に報告するものとする。

なお、この規定による報告は、別記様式により行うこと。

第4項

旅行命令権者に事故がある場合において、代理者を官職指定により定め、その職務を処理させるための規定である。「事故のため」とは、病気又は長期にわたる出張等のため、その執行すべき旅行命令等の発令に関する事務の執行ができない場合をいい、具体的には、

- 1 官職指定による官職にある者が欠けた場合
 - 2 海外出張、休暇又は欠勤その他特別な事由により、長期間その職務を行うことができない場合
 - 3 休職又は停職を命ぜられた場合
- である。

したがって、短時日空席にするからといって当然に代理者がその権限を行使すべきものではなく、旅費の支出に支障を来さない場合においては、可能な限り旅行命令権者に連絡してその命令によることとする。

なお、代理者を命じたときは、その官職氏名を官署支出官等に書面をもって通知するものとする。

第6条関係

- 1 「旅行者」とは、府令第2条第1号に規定する職員だけでなく、旅行命令等を受けた者全てを指すものである。
- 2 「当該旅費の支出又は支払をする者（第7条において「支出官等」という。）」とは、旅行命令等により旅費の支出の決定若しくは支払いをする官署支出官又は出納官吏をいう。
- 3 「当該旅行について支給される旅費額」とは、当該旅行について第1条に規定する「国庫が支弁する警察庁及び都道府県警察に要する旅費」として支給される旅費の額をいう。
- 4 「支給を受ける旅費に相当する部分の旅費額」とは、令第4条に規定する旅費の種類に相当する旅費の額をいう。例えば、片道の鉄道賃を他から支給される場合において、その額が国から支給を受けるべき当該片道の鉄道賃の額に満たない場合であっても、それらの片道の鉄道賃の差額は支給しないものとする。すなわち、旅費の種類ごとに分けて他から支給を受ける旅費の種類の部分を控除して支給するものとする。

第7条関係

規程第23条の規定に基づき、旅行者が支出官等に対して、電磁的記録により作成された旅費請求書等の提出方法を定めたものである。これにより、旅行者（事務担当者を含む。）と支出官等がそれぞれ使用する電子計算機が電気通信回線で接続さ

れた電子情報処理組織を使用した場合において、電磁的方法による提出が可能となる。

第8条関係

第1項

「証人、鑑定人、参考人、通訳」は例示であって、「その他これらに類する者」には、警察庁又は都道府県警察の依頼又は要求に応じて、公務の遂行を補助するために旅行する者の全てを含む。

なお、本項ただし書の規定により、内閣総理大臣等又は指定職の職務にある職員の例に準じて計算した額を支給しようとする場合は、令第20条の規定により財務大臣への協議が必要であるので、長官を経て内閣総理大臣に申請するものとする。

第2項

一般民間人を表彰するために呼び寄せる場合の旅費等、法第3条第5項の規定により支給する旅費についての規定である。

なお、本項の場合において二級以上に格付けしようとするときは、法第8条第2項の規定に基づく財務大臣への協議が必要であるので、長官を経て内閣総理大臣にその旨を申請するものとする。

第9条関係

第1号

1 本号ただし書の「運賃の等級が三以上に区分された航空機により移動するとき」に最上級の運賃を支給することができるのは、警衛又は警護の用務で旅行する場合に限られる。したがって、犯罪の捜査、被疑者の逮捕等の用務で緊急に旅行する場合において、最上級の運賃を支給する必要がある場合は、法第8条第2項の規定に基づく財務大臣への協議が必要であるので、長官を経て内閣総理大臣に申請するものとする。

1 「犯罪の捜査、被疑者の逮捕等のため緊急に旅行する場合」の「犯罪の捜査、被疑者の逮捕」は例示であって、警衛又は警護以外の警察活動のために緊急に旅行する場合は、全てここに含まれる。

第2号

国家公安委員長に随行した秘書官（秘書官と同様の職務の者を含む。）が国家公安委員長と同一の宿泊施設に宿泊する場合は、国家公安委員長と同一の額を支給することができる。

第10条関係

「その周辺の施設」とは、警衛又は警護の用務において、

- ・ 警護対象者が私邸や別荘、大使公邸等に宿泊する場合
- ・ 警衛対象者が宿泊する宿泊施設が満室となり、やむを得ない事情により同一の宿泊施設に職員の宿泊場所を確保できない場合

など、職員が警衛又は警護を受ける者と同一の宿泊施設に宿泊することができない場合において、警衛又は警護を実施する上で必要となる直近周辺に所在する宿泊施設をいう。

「現に要した額」とは、支払った宿泊料金を無条件に認めるということではなく、旅行命令権者が、当該宿泊料金のうち、必要最低限の額として認めた額をいう。

これを取り扱う場合には、概算で旅費を支給する際にあらかじめ見積書等を徴収しておくことが必要であるが、宿泊料金が不明の場合には、令第9条の規定による宿泊費基準額又は旅行行程や日程表等から宿泊が予定される施設の予測される宿泊料金を支給し、旅行終了後に過不足額を精算すること。

第11条関係

- 1 食事を提供する施設を有する警察学校の施設に宿泊する場合において、宿泊手当を調整する規定である。
- 2 「教育委託学生」とは、警察庁と教育機関との間において委託契約を締結し、当該機関の学生として教育を受ける学生をいう。
- 3 「警察学校の施設」とは、警察教養細則（平成13年警察庁訓令第4号）第2条

に規定する警察大学校、法科学研修所、皇宮警察学校、管区警察学校、警視庁警察学校及び道府県警察学校をいう。

- 4 「管区機動隊の隊員としての訓練」以外の訓練に際し警察学校の施設に宿泊する場合についても、本条を適用するものとする。
- 5 本条を適用して宿泊手当を支給する場合、学生を命ぜられた期間中及び訓練を命ぜられた期間中は、土曜日、日曜日、休日等（12月29日から翌年1月3日までの日を除く。）であっても、他の旅行により旅費の支給を受ける場合及び私的な理由により警察学校以外に宿泊した場合を除き、同条に規定する宿泊手当の額を支給するものとする。

なお、傷病のために警察学校の施設を離れて入院加療した場合であっても、学生等を命ぜられた期間中については、旅行命令権者が必要と認める場合は、この規定により宿泊手当を支給することができる。

年 月 日

警 察 庁 長 官 殿

部局長
官 職

再委任
旅行命令権者の 報告書
解 任

再委任
下記のとおり旅行命令権者を したので報告します。
解 任

記

官 職	委任年月日	解任年月日	理 由